

# ハンズオン支援 住宅団地の再生

## 概要

住民の高齢化や生活利便の低下、空き家・空き地の発生等の課題を抱えるニュータウン等の住宅団地について、多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図るため、政府の支援も受けて取り組もうとする市町村を募集し、内閣府や国土交通省等の関係府省庁が総合的に支援を行う。

## 支援対象

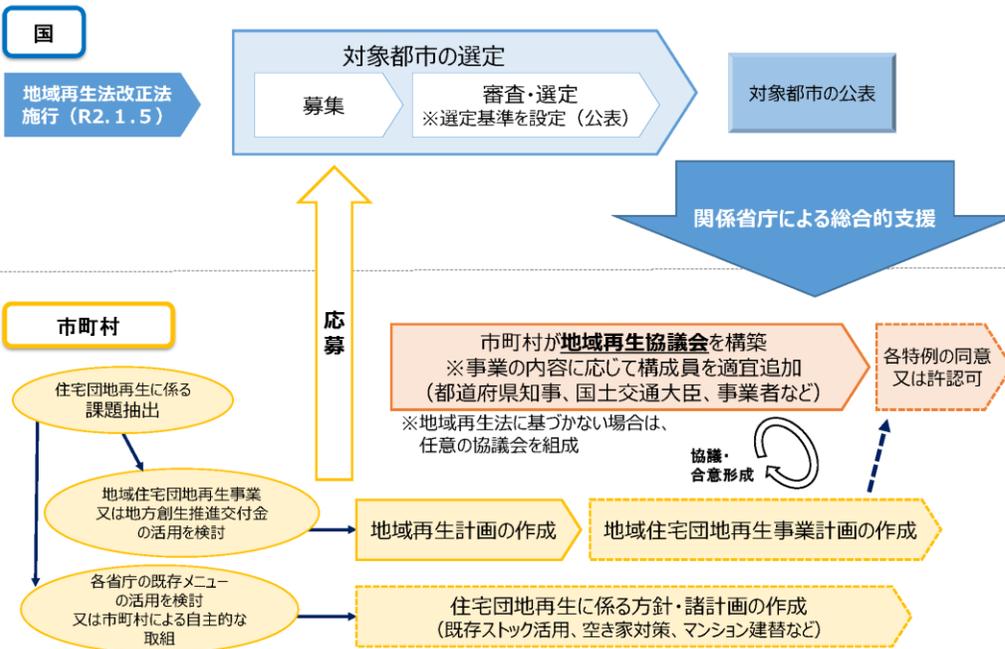
### ○募集対象

住宅団地※<sup>1</sup>の再生に関して政府による支援を希望する市町村※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 公的賃貸住宅団地、民間戸建分譲住宅団地等を含む。  
面積や住宅戸数、住宅の管理主体は問わない。

※<sup>2</sup> 市町村からの応募を原則とする。ただし、都道府県との共同応募や複数市町村による共同応募も可。

## 住宅団地の再生に係るハンズオン支援イメージ



## 支援体制

現地（地方公共団体）に組織された協議会のメンバーに国の関係府省庁も加わること等により、住宅団地再生の具体的な事業※の実施に向けて必要な事項の検討を支援。

※市町村等が実施する事業であり、地域住宅団地再生事業に限らない。

### 「〇〇協議会」（事務局：地方公共団体）

○ 市町村が都道府県、事業者等の地域の関係者を構成員として設置した協議会に、内閣府や、取組のテーマに応じて地方整備局、地方運輸局など各省庁の地方支分部局が参画。

○ 住宅団地の再生に係る総合的なビジョン・事業計画を関係者で共有した上で、政府からは関係府省庁横断で、例えば以下の支援の実施。

#### ＜協議会における支援＞

- (1) 各府省庁の住宅団地再生に関する制度の紹介と活用に向けた助言
  - ・ 許認可等の運用に関するもの
  - ・ 予算（補助金等）に関するもの
  - ・ 専門家などの派遣 等
- (2) URや事業者等とのマッチング支援等
- (3) （地域再生法のスキームを活用する場合）計画の策定に関する助言、事業実施に当たっての個別行政手続きのワンストップ化に関する助言

バックアップ

内閣府、国土交通省、厚生労働省等の関連部局

→ 先進的な取組については、モデルケースとして全国に発信。